

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第57号）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、茨城県病院局会計規程（平成18年病院事業管理規程第21号）及び入札心得（平成18年茨城県病院局告示第2号）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、茨城県病院局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知のうえ入札書を提出すること。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 調達物品名 | A重油 JIS1種1号 【共同購入】 |
| (2) 予定数量 | ① 茨城県立中央病院 200キロリットル
② 茨城県立こども病院 100キロリットル
計 300キロリットル |
| (3) 納入期間 | 令和7年4月1日から令和7年6月30日まで |
| (4) 納入場所 | ① 茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立中央病院内
本館及びがんセンター用オイルタンク、救急センター非常用発電装置用オイルタンク
② 茨城県水戸市双葉台3丁目3-1 茨城県立こども病院内
1号棟用オイルタンク、2号棟用オイルタンク |

2 入札参加者に必要な資格等

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等入札参加者資格があること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した物品調達の規格（仕様書）に適した物品及び数量又は条件等に適合する者であること。

入札参加者が証明すべき事項	書 類 名
物品調達の品質及び供給を証明すること	供給証明書（別紙様式１）
配送計画が整っていること	配送計画書（別紙様式２）

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 入札の方法

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告、入札説明書、別添単価契約書(案)及び茨城県病院局会計規程及び入札心得を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札等について疑義がある場合は、入札参加者又はその代理人に対して説明を求めることができる。ただし、入札後入札公告等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書の提出は持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）によるものとし、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所及び開札の場所（以下「入札場」という。）並びに開札の日時
（入札場） 茨城県笠間市鯉淵 6528
茨城県立中央病院 本館大会議室
（開札日時） 令和 7 年 3 月 14 日（金）午前 10 時 30 分
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別紙様式 4）を提出しなければならない。
 - ア 入札金額
 - イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印。
 - ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、委任状を事前に提出しなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (10) 入札金額は、1 キロリットル当たりの単価を記載するものとし、調達物品の納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた入札金額を見積るものとする。
- (11) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 発注者が入札参加者又はその代理人が提出した書類に基づき、開札日の前日までに入札公告及び当入札説明書において指定した特質等との適合性があると判断した場合のみ当該入札書を落札決定の対象とする。
- (13) 入札公告により、資格審査要項に基づき物品調達等競争入札参加資格審査申請書を提出した者が、当競争入札参加資格審査を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る入札資格審査が開札日時までに終了していないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

- (14) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (15) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員以外の者は入場することができない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
- (18) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

4 不公正な入札

- (1) 公正な競争を不法に阻害する入札を行った場合には、当該入札者の入札を無効とする。
- (2) 前記（1）に該当する入札を行った者は、再度入札する資格がないものとみなし、かつ、当該入札者の氏名を公表するものとする。

5 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当する者は、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他確認されたものを除く。）
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (6) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 茨城県病院局会計規程第114条の規程に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者とする。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

7 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、14の照会先へ持参又郵送により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

8 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

11 契約書の作成

- (1) 契約書は3通に記名して押印し、各1通を保管する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 契約事項

別添単価契約書（案）のとおり

13 その他

- (1) 参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 受注者の事由により期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。
- (3) 入札等のため、院内に立ち入る場合は、夜間入口を利用し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。

14 本件調達に関しての照会先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 経理課

電話：0296-77-1121 内線：2025

FAX：0296-77-2886